

令和元年5月20日開催
調 査

総務教育常任委員会資料

○調査事件 1	デマンドバスの運行状況について	1
○調査事件 2	町の広報活動の実態について	12

企 画 課 ・ 総 務 課

調査事件 1 デマンドバスの運行状況について

1 デマンドバスの利用状況について

平成 26 年 10 月の本格運行開始後、利用者は順調に増加しておりましたが、平成 29 年 10 月から平成 30 年 9 月までの一年間の利用者は前年と比較して 611 人の減少となっております。利用者減少の主な要因としては、1 月から 3 月にかけて大雪や低温など例年に比べ気象条件が悪かったことや、9 月に発生した北海道胆振東部地震により利用者の外出意欲が低下したことに加え、日常的に利用していただいていた既存の利用者が逝去されたことや介護施設等に入所されたことが大きいと考えております。

なお、平成 30 年 10 月からは新規の利用者も増えたことから、前年並みの水準まで回復しております。

①利用者数の推移

【単位：人】

年月	利用者数	年月	利用者数	年月	利用者数	年月	利用者数	年月	利用者数
H26. 10	201	H27. 10	231	H28. 10	258	H29. 10	258	H30. 10	255
H26. 11	167	H27. 11	269	H28. 11	307	H29. 11	278	H30. 11	284
H26. 12	250	H27. 12	309	H28. 12	271	H29. 12	300	H30. 12	287
H27. 1	211	H28. 1	231	H29. 1	318	H30. 1	221	H31. 1	200
H27. 2	234	H28. 2	325	H29. 2	309	H30. 2	219	H31. 2	256
H27. 3	287	H28. 3	231	H29. 3	294	H30. 3	224	H31. 3	283
前期計	1,350	前期計	1,596	前期計	1,757	前期計	1,500	前期計	1,565
H27. 4	247	H28. 4	203	H29. 4	285	H30. 4	254	H31. 4	—
H27. 5	177	H28. 5	162	H29. 5	293	H30. 5	224	R 元. 5	—
H27. 6	222	H28. 6	216	H29. 6	281	H30. 6	212	R 元. 6	—
H27. 7	241	H28. 7	204	H29. 7	262	H30. 7	212	R 元. 7	—
H27. 8	221	H28. 8	263	H29. 8	260	H30. 8	197	R 元. 8	—
H27. 9	228	H28. 9	265	H29. 9	233	H30. 9	161	R 元. 9	—
後期計	1,336	後期計	1,313	後期計	1,614	後期計	1,260	後期計	—
H27 計	2,686	H28 計	2,909	H29 計	3,371	H30 計	2,760	H31 計	—

※福島町デマンドバスは、国庫補助金（地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金））の交付を受けており、この国庫補助金は前年 10 月から当年 9 月までの運行実績に基づき交付されるため、バスの事業年度も 10 月から 9 月までとなっております。

②一日当たり平均利用者数の推移

【単位:人】

年月	利用者数	年月	利用者数	年月	利用者数	年月	利用者数	年月	利用者数
H26.10	9.1	H27.10	11.0	H28.10	12.9	H29.10	12.3	H30.10	11.6
H26.11	9.3	H27.11	14.2	H28.11	15.4	H29.11	13.9	H30.11	13.5
H26.12	12.5	H27.12	15.5	H28.12	13.6	H29.12	14.3	H30.12	15.1
H27.1	11.1	H28.1	12.2	H29.1	16.7	H30.1	11.6	H31.1	10.5
H27.2	12.3	H28.2	16.3	H29.2	15.5	H30.2	11.5	H31.2	13.5
H27.3	13.0	H28.3	10.5	H29.3	13.4	H30.3	10.7	H31.3	14.2
前期計	11.3	前期計	13.2	前期計	14.5	前期計	12.4	前期計	13.0
H27.4	11.8	H28.4	10.2	H29.4	14.3	H30.4	12.7	H31.4	—
H27.5	9.8	H28.5	8.5	H29.5	14.7	H30.5	10.7	R元.5	—
H27.6	10.1	H28.6	9.8	H29.6	12.8	H30.6	10.1	R元.6	—
H27.7	11.0	H28.7	10.2	H29.7	13.1	H30.7	10.1	R元.7	—
H27.8	10.5	H28.8	12.0	H29.8	11.8	H30.8	8.6	R元.8	—
H27.9	12.0	H28.9	13.3	H29.9	11.7	H30.9	8.9	R元.9	—
後期計	10.9	後期計	10.7	後期計	13.0	後期計	10.2	後期計	—
H27計	11.1	H28計	11.9	H29計	13.8	H30計	11.3	H31計	—

③運賃収入の推移

【単位:円】

年月	運賃収入	年月	運賃収入	年月	運賃収入	年月	運賃収入	年月	運賃収入
H26.10	55,050	H27.10	63,150	H28.10	71,400	H29.10	68,850	H30.10	66,900
H26.11	45,000	H27.11	71,400	H28.11	83,400	H29.11	74,550	H30.11	73,800
H26.12	68,250	H27.12	83,250	H28.12	73,950	H29.12	82,950	H30.12	76,200
H27.1	60,450	H28.1	64,350	H29.1	85,200	H30.1	59,550	H31.1	53,850
H27.2	64,050	H28.2	88,350	H29.2	82,200	H30.2	60,900	H31.2	69,300
H27.3	79,800	H28.3	61,350	H29.3	82,800	H30.3	60,150	H31.3	78,600
前期計	372,600	前期計	431,850	前期計	478,950	前期計	406,950	前期計	418,650
H27.4	67,200	H28.4	56,700	H29.4	79,050	H30.4	69,300	H31.4	—
H27.5	46,800	H28.5	45,000	H29.5	81,600	H30.5	60,000	R元.5	—
H27.6	59,400	H28.6	59,850	H29.6	79,050	H30.6	57,900	R元.6	—
H27.7	65,100	H28.7	56,850	H29.7	70,650	H30.7	57,150	R元.7	—
H27.8	60,000	H28.8	71,700	H29.8	70,800	H30.8	52,050	R元.8	—
H27.9	60,300	H28.9	72,600	H29.9	63,900	H30.9	43,800	R元.9	—
後期計	358,800	後期計	362,700	後期計	445,050	後期計	340,200	後期計	—
H27計	731,400	H28計	794,550	H29計	924,000	H30計	747,150	H31計	—

※平成29年10月より回数券(150円券12枚綴り(1,800円相当分)を1,500円で販売。割引率16.7%)を導入し、利用促進を図っております。

2 料金設定の経緯について

町のデマンドバスの運行にあたっては、国の認定を受けた「福島町生活交通確保維持改善計画（以下「計画」という。）」に基づき、国庫補助金を活用しながら一定のルールで範囲で運行されており、また、運行の実施にあたっては民間事業者との競争を考慮し、地元事業者を活用しております。

この計画は、利用者や公共交通事業者、国・道・町などの関係機関で構成する「福島町地域公共交通確保維持改善協議会（以下「協議会」という。）」において策定しているもので、ドア・ツー・ドアによる付加価値があることや、デマンドバスの導入に向けて実施したアンケートや実証運行時の2度の利用者アンケートの意見を反映したうえで、利用料金を含め地元事業者の経営を圧迫しない運行形態を基本として実施しているところであります。

なお、利用料金の設定にあたっては、

- ①ドア・ツー・ドアの付加価値があること
- ②アンケートの結果などから、一定の理解が得られる水準とすること
- ③既存の路線バスやハイヤー等に著しい影響を与えないこと

などを総合的に判断し、民間事業者との共存を基本としつつ、協議会において協議を重ね決定されているものであります。

したがって、今後の利用料金の決定にあたっては協議会の中で議論することとなりますが、一部の利用者や町議会等から見直しに関する意見を頂いていることから、今後、町の立場において、利用料金の値下げについて提言をしてみたいと考えております。

①料金の検討経緯

年度	検討状況	運行期間	運賃	備考
平成 23 年度	ニーズ調査		300 円、500 円 ゾーン制を検討	
平成 24 年度	実証運行	H24/9/3～H24/10/29 39 日間	1 回 300 円 ※障がい者半額 ※小学生以下無料	
平成 25 年度	アンケート 調査実施	H25/9/1～H25/2/28 130 日間		
平成 26 年度	本格運行 アンケート 調査実施	H26/10/1～現在に至る		
平成 27 年度				
平成 28 年度				
平成 29 年度				
平成 30 年度				

②アンケート結果 ※運賃に関係する分のみ抜粋

・平成 23 年住民アンケート調査

需要予測で用いた、住民が1回の利用で支払ってもよいと考えている料金は、概ね100円から300円となっているが、200円未満では函館バスなどの既存の交通事業者と比較して安価すぎる懸念があるため、「300円」とした。

ただし、障がい者は半額(150円)、小学生以下は無料としている。

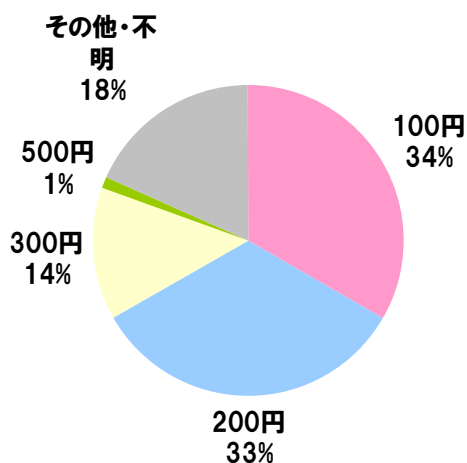


図1 1回あたりの利用料金の希望

・平成 24 年利用者アンケート調査

デマンドバス利用以前の交通手段の多くが「路線バス」、「ハイヤー」となっており、乗降場所の指定や利用料金の増額による競合の解消を検討したが、利用者が安定していない中での料金の改定は、利用者離れを助長する可能性があること、また、路線バスやハイヤーからの転換が多いが、そもそも自動車を利用できない交通弱者であるから当然のことであり、運賃の改定は行わないこととした。

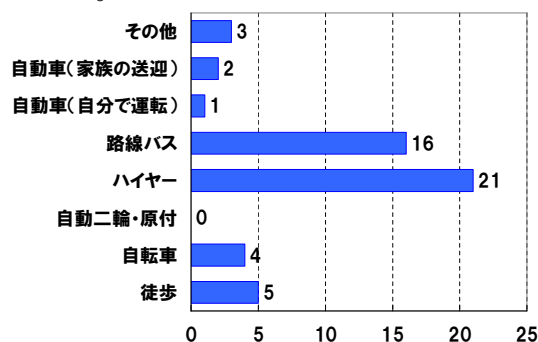


図2 デマンドバスを利用する以前の交通手段

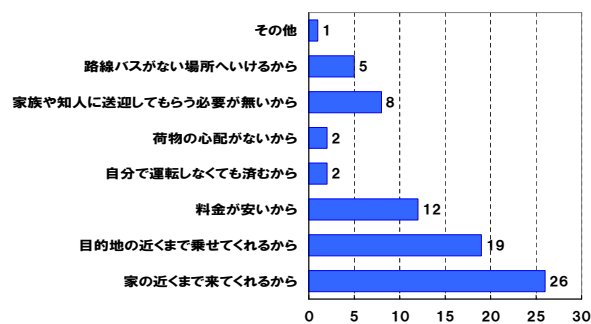


図3 デマンドバスを利用しようと思った理由

・平成 25 年利用者アンケート調査

デマンドバス利用者のサービスに対する満足度は、「曜日ごとに運行エリアが異なること」を除き、7割以上が満足となっている。

また、1回あたりの運賃は近距離では現行の「300円以下」の回答が最も多くなっているが、遠距離では「500円以下」や「300円以下」の回答が多くみられ、現行の300円未満の回答は見られなかった。

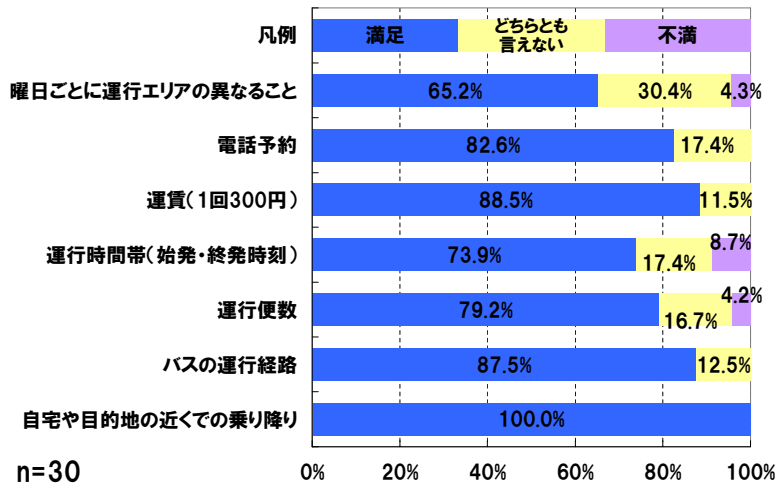


図4 サービス満足度

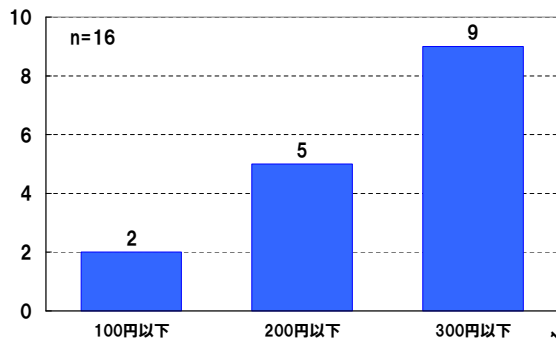


図5 希望する1回あたりの運賃(近距離)

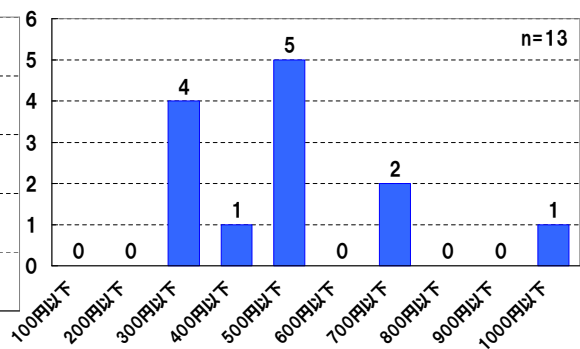
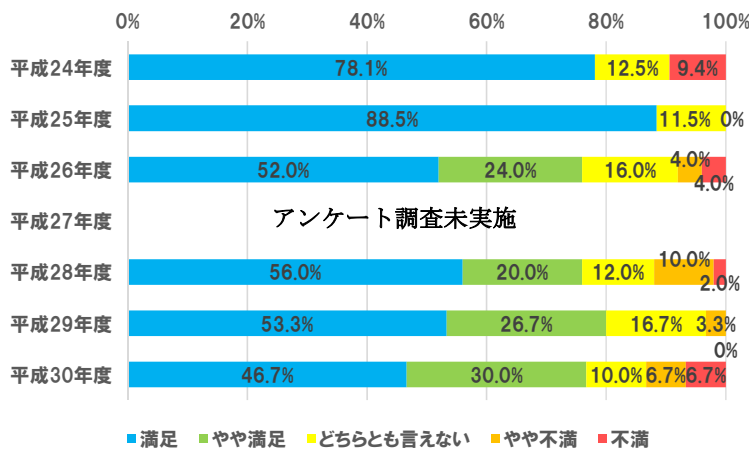


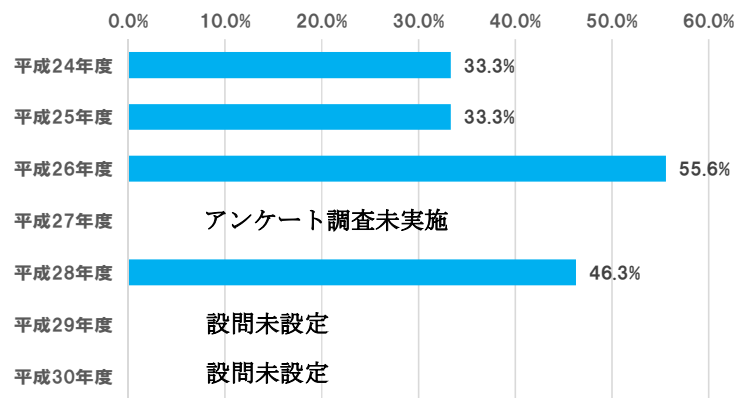
図6 希望する1回あたりの運賃(遠距離)

・ 1回あたりの運賃に対する満足度 ※平成24年度及び平成25年度は、3段階評価



	満足	やや満足	どちらとも言えない	やや不満	不満	合計
平成24年度	25	—	4	—	3	32
平成25年度	23	—	3	—	0	26
平成26年度	13	6	4	1	1	25
平成27年度						
平成28年度	28	10	6	5	1	50
平成29年度	16	8	5	1	0	30
平成30年度	14	9	3	2	2	30

・デマンドバスを利用した理由のうち、「料金が安いから」と回答した割合



	回答数	有効サンプル数	回答割合
平成24年度	12	36	33.3%
平成25年度	10	30	33.3%
平成26年度	15	27	55.6%
平成27年度			
平成28年度	25	54	46.3%
平成29年度			
平成30年度			

③函館バス運賃表

【単位:円】

	松 浦	小笠原クリニック	白 符	福 島	高 校 前	茂 山
松 浦		170	290	360	420	490
小笠原クリニック	170		200	280	330	400
白 符	290	200		150	230	290
福 島	360	280	150		140	220
高 校 前	420	330	230	140		140
三 岳 第 二	490	400	290	220	140	

※令和元年5月10日現在

3 利用料金の見直しにあたっての基本的な考え方について

利用料金の見直しにあたっては、最終的には協議会において協議・決定することとなりますが、既存の民間事業者に与える影響を十分に考慮しつつ、利用促進が図られるような方策を基本に、まずは町において、運賃制度及び割引制度の両面で見直しのベースを検討してまいります。その上で今後の協議会に提言をしてまいりたいと考えております

ただし、本年 10 月からの運行に係る国庫補助対象路線の認定申請手続きを 6 月末までに行う必要がありますので、利用料金の見直しについては早くても令和 2 年 10 月からの運行に向けて行うこととなります。

(1) 運賃形態の見直しについて

運賃形態については、大きく「均一制」、「区間制」、「ゾーン制」、「時間制」の 4 種に分類されますが、福島町デマンドバスの運行形態は乗合の区域型運行となっており「区間制」、「時間制」は適さないため、「均一制」を採用しているところではありますが、今後、協議会において新たな料金方式として「ゾーン制」導入の可否についても協議を進めてまいりたいと考えております。

①各種運賃制度について

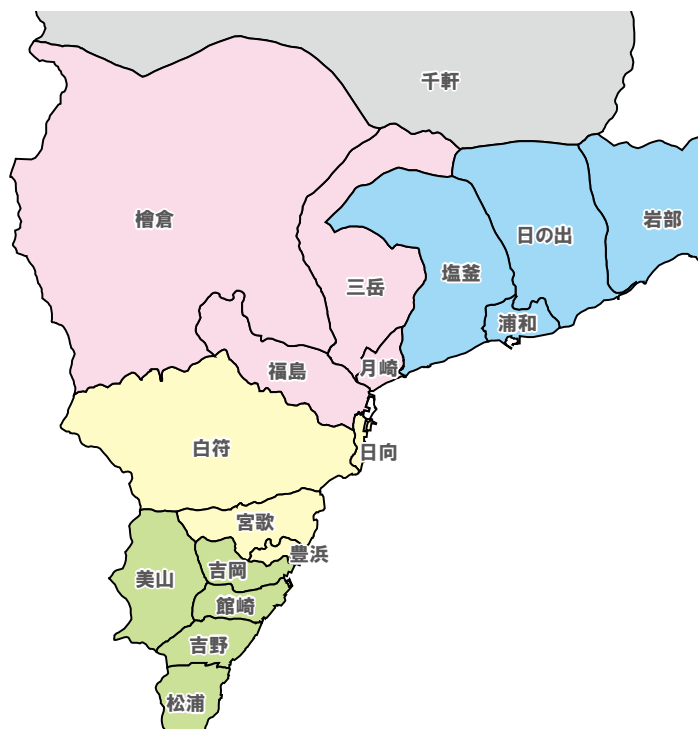
主な制度	概要	導入事例	メリット	デメリット
均一制	距離や時間に関係なく金額が変わらない運賃	福島町デマンドバス	<u>運賃がわかりやすい</u>	距離に関わらず一律のため <u>短距離利用者には割高感が発生</u> する
区間制	路線を区間ごとに区切って、区間をまたぐごとに運賃が加算されてゆく制度	主に路線バスなど	路線バスのように <u>運賃を細かく設定できる</u>	福島町デマンドバスはドア・ツー・ドアサービスを提供しているため、 <u>停留所の概念が存在しないため、細かな区間の設定が困難</u>
ゾーン制	ゾーンをまたぐごとに運賃が加算されてゆく制度	帯広市あいのりバス	比較的 <u>運賃がわかりやすい</u> 均一制に比べて <u>短距離利用者の割高感が軽減</u> される	<u>発着地によって運賃が異なる</u> 可能性があるが、発着地が同じであれば運賃は同じ
時間制	乗車時からの時間ごとに運賃が加算されてゆく制度	主にタクシーなど（対距離時間制）	実際に <u>乗車した時間の分だけを運賃とすることが可能</u>	福島町デマンドバスは乗合のため <u>他の利用者の有無によって経路が変わり、利用ごとに運賃が変動する</u> 可能性がある

②デマンド型交通における運賃制度の事例について

自治体名	事業名	概要
旭川市	乗合タクシー	東旭川米飯地区と東旭川駅周辺を結ぶ区域運行 運行便数：1日10便 運賃：ゾーン制(300円～500円)
名寄市	下多寄線	主に風連地区と名寄市街地を結ぶ区域運行 運行便数：1日9便 運賃：ゾーン制(300円～800円)
	御料線	道の駅から風連日進地区を結ぶ区域運行 運行便数：1日10便 運賃：ゾーン制(200円～400円)
美唄市	乗合タクシー	盤の沢・我路地区から美唄駅周辺を結ぶ区域運行 運行便数：1日4便(循環運行) 運賃：一律(大人200円、小人100円)
恵庭市	えにわコミュニティタクシー	自宅から市内の指定施設間を結ぶ区域運行 運行便数：1日7便 運賃：一律(大人200円、障がい者及び介護人100円)
ニセコ町	にこっとバス	一部を除く町内全域の区域運行 運行便数：予約に応じ、システムにより配車 運賃：一律(大人200円、障がい者100円)
今金町	デマンドバス	町郊外部と市街地を結ぶ区域運行 運行便数：1日5～7便 運賃：一律(大人200円)
安平町	デマンドバス	町郊外部と市街地を結ぶ区域運行 運行便数：1日9便(平日のみ) 運賃：一律(大人300円、小人150円)
稚内市 (宗谷バス)	「天北地区、恵北・増幌地区」乗合タクシー	天北、恵北・増幌地区と市街地の路線バス停留所を結ぶ区域運行と定路線運行 運行便数：1日7便 運賃：ゾーン制(200円～700円)
		上声問地区及び増幌地区と特定の路線バス停留所を結ぶ 運行便数：1日2便(朝夕のみ) 運賃：一律(大人100円)

③福島町デマンドバスへのゾーン制導入時の運賃イメージ

【ゾーン図の一例】



【運賃表の一例】

	岩部・日の出 塩釜・浦和	三岳・福島 月崎・檜倉	日向・白符 宮歌・豊浜	吉岡・館崎 吉野・松浦 美山
岩部・日の出 塩釜・浦和	200 円 (150 円)	250 円 (150 円)	300 円 (150 円)	300 円 (150 円)
三岳・福島 月崎・檜倉	250 円 (150 円)	200 円 (150 円)	250 円 (150 円)	300 円 (150 円)
日向・白符 宮歌・豊浜	300 円 (150 円)	250 円 (150 円)	200 円 (150 円)	250 円 (150 円)
吉岡・館崎 吉野・松浦 美山	300 円 (150 円)	300 円 (150 円)	250 円 (150 円)	200 円 (150 円)

- ・運賃の上限は、現行の 300 円に設定
- ・同一ゾーン内の運賃は、路線バスの運賃を考慮し 200 円に設定
- ・障がい者は、障がい者割引のみの適用とし、一律 150 円に設定
- ・ゾーンを細分化することも可能であるが、設定される運賃が増えるため、わかりづらく支払しづらくなる

(2) 割引制度の検討について

現在の割引制度は、実証運行時から導入している「障がい者割引」及び「小学生以下無料」のほか、平成29年10月からは「回数券」を導入し、利用促進を図っているところではありますが、各種割引制度の事例を参考に、新規導入の可否について協議を進めてまいりたいと考えております。

①福島町デマンドバスが導入している割引制度

運行事例	割引制度
障がい者割引	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳を所持している方は運賃半額(片道300円→150円) ※平成30事業年度の障がい者割合 19.6%(延べ540人/年)
小学生以下無料	小学生以下の方が利用する際は運賃無料 ※平成30事業年度の小学生以下の利用者 0人/年
回数券	販売額1,500円で1,800円分の利用が可能な回数券 福島町デマンドバス車内または山崎ハイヤーで購入可能

②デマンド型交通で採用されている割引制度の例

運行事例	割引制度	概要
多数のため省略	高齢者・障害者割引	65歳以上の方や高齢者など、移動が困難な方が利用する際に運賃を割引するもの
多数のため省略	運転免許証返納者への助成	運転免許自主返納者に対し助成を行うもの ・バスの1年間無料乗車証の交付 ・バス及びデマンドタクシーの6か月間有効の無料乗車券を交付(70歳以上) ・バス及びデマンドタクシーの運賃の半額を助成 ・バス及びデマンドタクシーの回数券を交付(10,000円分)
広島県広島市やぐちおもいやりタクシー	往復割引	運賃は通常1回300円 当日に限り往復を400円で利用可とするもの (往路300円+復路100円)
	往路割引 片道割引 復路割引	乗合タクシーを利用し、協賛商業施設で1,500円以上の買物をした場合に割引券を発券 ・乗合タクシー往路割引/片道割引 100円引き割引券 ・乗合タクシー復路割引：復路割引券にスタンプ、スタンプ付きの復路割引券で片道が無料となる ・協賛商業施設が運賃(100円)を負担
新十津川町乗合タクシー	定期券	1日4往復運行し、滝川市と結ぶ 1か月定期の金額 200円区間7,600円、300円区間11,400円
当別町当別ふれあいバス	定期券(応援券)	定時定路線で運行しているコミュニティバスのうち、利用が少なかった町市街地を循環運行する路線をデマンド型運行に変更 運賃一律1回200円(小学生及び障害者は半額) 記名式の定期券を応援券として導入 1か月4,000円、3か月10,000円、6か月16,000円

運行事例	割引制度	概 要
滋賀県高島市	乗り継ぎ乗車制度	市内には民間乗合バス、コミュニティバス、乗合タクシー等が運行 指定バス停留所で他の路線に乗り継ぐ場合、後のバスや乗合タクシーに運賃の負担なく乗車可 市内の路線バス運賃に上限(220円)を設定
京都府久御山町のってこタクシー	相乗り割引	乗降所が予め設定され、乗り合わせる人数によって料金が変わる乗合タクシー ・大人1人乗車の場合：大人300円、子供200円 ・大人2人乗車の場合：大人300円、子供100円 ・大人3人以上の乗車の場合：大人200円、子供100円 鉄道駅へのアクセス向上のため、路線バスへの乗り継ぎ料金を助成(乗合タクシー乗務員から乗継券を受け取り、路線バスの料金支払い時に乗継券と現金で支払う) 例) 路線バス運賃：通常210円⇒100円のみ負担

③割引制度のメリットとデメリット

主な制度	メリット	デメリット
高齢者割引	<u>高齢者の外出促進</u> につながる可能性がある	<u>運賃収入が大幅に減少</u> する可能性がある ※H30事業年度高齢者割合 85.9%
定期券	日常的な利用が可能となり、 <u>新規需要創出</u> につながる可能性がある	<u>現状、通勤や通学での利用がなく</u> 、利用促進につながらない可能性がある
往復割引	<u>片道のみ利用いただいている方の往復利用</u> が見込まれる	<u>割引金額によっては路線バスより安価</u> になってしまう可能性がある ※H30事業年度片道利用割合 14.3%
復路割引(企業連携)	<u>復路の割引分を企業や施設が負担</u> するなど、連携の可能性がある	<u>連携する企業や施設の募集</u> や、証明書の発行など、 <u>運用方法を検討する必要</u> がある
乗継割引	福島町デマンドバスだけでなく、 <u>路線バスの利用促進にもつながる</u>	路線バスはICカードを導入しており、 <u>システム改修費が高額</u> となるため、 <u>運用方法を検討する必要</u> がある

調査事件 2 町の広報活動の実態について

1 連絡員による町広報等の配布状況について

連絡員は、福島町連絡員設置規則に基づき、各町内会長より推薦された方を町内会毎に1～2名委嘱しております。現在29町内会で40名の方々が町が発行する広報誌等を配布していただいております。

連絡員報酬については、配布世帯数に応じて年額69,000円～84,000円の報酬を支出しており、令和元年度の予算総額は、293万4千円となっております。

広報等の配布日は、「広報ふくしま」を月末最終日とし、それ以外は毎週水曜日を基本としており、月平均4回程度で年間では50回程度となっております。

また、選挙公報等の緊急的な配布物については、予め連絡の上、随時配布をお願いしております。

町では、連絡員の負担軽減を図る目的とペーパーレス化による経費節減を目指しており、直近の配布状況では、回覧・戸別配布ともに減少しております。

なお、平成29年度及び平成30年度の配布実績及び令和元年度の配布見込みについては、次のとおりとなります。

課名	用途	H29	H30	R1	摘要（主な内容）
議会事務局	戸別	4	6	8	議会懇談会案内
	回覧				
総務課	戸別配布	4	5	5	各種募集案内
	回覧	15	12	12	地域安全ニュース
企画課	戸別配布	28	28	5	町政懇談会開催案内
	回覧				
産業課	戸別配布	24	37	21	どすこい朝市
	回覧	3	2	5	ヒグマ注意喚起
税務課	戸別配布	2	2	2	税務広報
	回覧				
町民課	戸別配布	8			各種行事案内
	回覧	5	6	4	
福祉課	戸別配布	46	50	31	各種検診案内
	回覧		12	3	各種教室案内
建設課	戸別配布		1		
	回覧	1			
教育委員会	戸別配布	55	48	16	学校だより
	回覧	26	12	77	生活講座等案内
外部団体等	戸別配布	4		7	
	回覧	2	5	2	
合計	戸別配布	175	177	95	
	回覧	52	49	103	
	計	227	226	198	

2 防災無線の活用状況について

防災行政無線については、防災行政用無線局管理規程に基づき、平常時には一般行政事務の通信を行い、災害時等においては、防災、応急救助、災害復旧等に関する通信を基本に運用しております。

放送時間については、午前 10 時及び午後 3 時を基本としておりますが、放送の必要性がある場合は随時放送しております。

また、平成 27 年 11 月より、町内会連合会と「福島町防災行政無線の活用に関する協定書」を締結し、地域住民に対する迅速な情報提供を行う手段として、町内会長からの依頼により町内会活動等に関する放送を行っております。

町では、連絡員の負担軽減及び行政文書のペーパーレス化を図る目的で、行事等のお知らせにおいて、極力、防災無線で対応する方針としております。

なお、平成 29 年度及び平成 30 年度の放送実績は、次のとおりとなっております。

町及び町以外	平成 29 年度	平成 30 年度
町（一般的事項）	2 3 5 件	2 6 5 件
町（防災関係）	1 8 件	4 3 件
その他（町内会等）	3 4 件	5 7 件
計	2 8 7 件	3 6 5 件

3 広報ふくしまとホームページの状況について

町民に対する身近な情報伝達手段となる「広報ふくしま」の発行については、「福島町広報編集発行規程」に基づき「福島町広報編集委員会」において編集方針を決定し、年 12 回、毎月 1 日に 2,300 部発行しており、町内全戸に各町内会連絡員等の協力により配布しております。

掲載内容については、①町政情報、町の主催事業、②国・道や官公庁等行政機関からのお知らせ、③その他、公共性及び公益性が高く、町が掲載することを認めた記事、④有料広告掲載取扱要綱による広告、を掲載しており、町民と行政とのコミュニケーションツールとなっています。

編集にあたっては、町民に伝えたい情報を分かりやすく正確に伝えることで、町政を身近に感じ、理解や関心を深めていただけるような広報誌の作成に努めているところであります。

福島町のホームページは、町の施策などの町政情報の提供や町民及び町外への情報発信手段として重要なツールとなっており、スマートフォンやタブレッ

トの登場でホームページの重要度は更に増しております。

ホームページの管理・運用については、企画課が一元管理していたため、ホームページを作成・更新する人材が情報担当者だけであり、その他の業務も兼務していることから即時性が損なわれている現状にありました。

このことから、情報公開がスムーズに行われていないこともあるため、情報公開の方法として、CMS（コンテンツ・マネジメント・システム）の導入について検討を進め、平成27年度よりCMSを導入したところであります。

CMSは、専門的知識や技術を必要とせずに誰でもホームページの更新ができることから、各課において簡単にスピーディに情報発信が可能となっておりますが、掲載している情報が古く、更新が滞るなど、CMSのメリットを活かしきれていない現状にあります。

ホームページの即時性は、他の媒体に比べて大きな長所であることから、情報を的確なタイミングで発信できるよう、職員の意識改革の徹底が必要です。

4 本年度の取組みについて

町においては、連絡員の負担軽減、経費節減及びペーパーレス化を図るため、基本的に4月より次のように取り組んでおります。

- (1) 各戸配布していたものは、できるだけ回覧等で周知するようにする。
- (2) 防災行政無線の活用により、配布物（回覧・各戸配布）の抑制を図る。
- (3) 広報配布日の月末に回覧等も集約する。

5 検討事項について

なお、現在の月4回について、第1水曜日については、月末と日数が近い日もあることから、基本的に配布しないようにし、当面月3回としていくよう取り組みを進める。（10月を目途としたい）